

私立学校法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十一号） 概要

第一 機関の設置

- 一 学校法人には、理事、理事会、監事、評議員及び評議員会並びに理事選任機関を置かなければならないこととする。 (第十八条第一項関係)
- 二 学校法人は、寄附行為をもって定めるところにより、会計監査人を置くことができることとする。 (第十八条第二項関係)
- 三 評議員の定数は六人以上とし、寄附行為をもって定めることとする。この場合において、寄附行為をもって定める評議員の定数は、寄附行為をもって定める理事の定数を超える数でなければならないこととする。 (第十八条第三項関係)
- 四 会計監査人を置く場合にあっては、その定数は、寄附行為をもって定めることとする。 (第十八条第四項関係)

第二 設立

- 一 学校法人を設立しようとする者が定める寄附行為について、次に掲げる事項を定めなければならないこととする。 (第二十三条第一項関係)
 - 1 理事の定数、任期並びに選任及び解任の方法、理事長の選定の方法その他理事に関する事項
 - 2 理事会の招集その他理事会に関する事項
 - 3 監事の定数、任期、選任及び解任の方法その他監事に関する事項
 - 4 評議員の定数、任期、選任及び解任の方法その他評議員に関する事項
 - 5 評議員会の招集その他評議員会に関する事項
 - 6 理事選任機関の構成及び運営、理事選任機関への監事からの報告の方法その他理事選任機関に関する事項
 - 7 会計監査人を置く場合には、その旨及び定数その他会計監査人に関する事項
- 二 学校法人の設立当初の評議員（設立しようとする学校法人に会計監査人を置く場合にあっては、会計監査人を含む。）は、寄附行為をもって定めなければならないこととする。 (第二十三条第二項関係)
- 三 寄附行為は、電磁的記録をもって作成することができることとする。 (第二十三条第四項関係)
- 四 寄附行為の備置き及び閲覧等についての手続を整備すること。 (第二十七条関係)

第三 理事会及び理事

- 一 理事の選任及び解任等に関する規定の整備
 - 1 理事選任機関の構成、運営その他理事選任機関に関し必要な事項は、寄附行為をもって定めることとする。 (第二十九条関係)
 - 2 理事は、理事選任機関が選任する等の理事の選任に関する手続を整備すること。 (第三十条関係)

- 3 理事の資格及び構成に関する規定を整備すること。 (第三十一条関係)
- 4 理事の任期に関する規定を整備すること。 (第三十二条関係)
- 5 理事選任機関が理事を解任することができることとする等の理事の解任に関する
手続を整備すること。 (第三十三条関係)
- 6 理事に欠員を生じた場合の措置に関する規定を整備すること。 (第三十四条関係)

二 理事会及び理事の職務等に関する規定の整備

- 1 理事会の職務に関する規定を整備し、理事に委任できない事項を定めること。 (第三十六条関係)
- 2 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事に関する規定を整備すること。 (第三十七条関係)
- 3 理事の理事会への報告義務等に関する規定を整備すること。 (第三十九条関係)

三 理事会の運営に関する規定の整備

- 1 理事会の招集に関する手続を整備すること。 (第四十一条関係)
- 2 理事会の決議に関する規定を整備すること。 (第四十二条関係)
- 3 理事会の議事録の作成、備置き及び閲覧等に関する規定を整備すること。 (第四十三条関係)

第四 監事

一 監事の選任及び解任等に関する規定の整備

- 1 監事は、評議員会の決議によって選任する等の監事の選任に関する手続を整備する
こと。 (第四十五条関係)
- 2 監事の資格に関する規定を整備すること。 (第四十六条関係)
- 3 監事の任期に関する規定を整備すること。 (第四十七条関係)
- 4 評議員会の決議によって、監事を解任することができることとする等の監事の解任
に関する手続を整備すること。 (第四十八条関係)
- 5 監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続を整備すること。 (第四十九条関係)
- 6 監事に欠員を生じた場合の措置に関する規定を整備すること。 (第五十条関係)

二 監事の職務等に関する規定の整備

- 1 監事の職務に関する規定を整備すること。 (第五十二条関係)
- 2 監事の調査権限に関する規定を整備すること。 (第五十三条関係)
- 3 理事が評議員会に提出しようとする議案等に対する監事の調査義務に関する規定
を整備すること。 (第五十四条関係)
- 4 監事の理事会及び評議員会への出席義務等に関する規定を整備すること。 (第五十五条関係)
- 5 監事の理事会等への報告義務等に関する規定を整備すること。 (第五十六条関係)

- 6 監事による理事会及び評議員会の招集に関する規定を整備すること。
(第五十七条関係)
- 7 監事による理事の行為の差止めに関する規定を整備すること。
(第五十八条関係)
- 8 学校法人と理事との間の訴えについては、監事が学校法人を代表することとする
こと。
(第五十九条関係)

第五 評議員会及び評議員

一 評議員の選任及び解任等に関する規定の整備

- 1 評議員は、寄附行為をもって定めるところにより選任する等の評議員の選任に
関する手続を整備すること。
(第六十一条関係)
- 2 評議員の資格及び構成に関する規定を整備すること。
(第六十二条関係)
- 3 評議員の任期に関する規定を整備すること。
(第六十三条関係)
- 4 評議員は、寄附行為をもって定めるところにより解任することとする
こと。
(第六十四条関係)
- 5 評議員に欠員を生じた場合の措置に関する規定を整備すること。
(第六十五条関係)

二 評議員会及び評議員の職務等に関する規定の整備

- 1 評議員会の職務等に関する規定を整備すること。
(第六十六条関係)
- 2 評議員会による理事の行為の差止めの求め等に関する規定を整備すること。
(第六十七条関係)
- 3 評議員による寄附行為の閲覧等の請求に関する規定を整備すること。
(第六十八条関係)

三 評議員会の運営に関する規定の整備

- 1 評議員会の招集の時期に関する規定を整備すること。
(第六十九条関係)
- 2 評議員会の招集等に関する手続等を整備すること。
(第七十条～第七十四条関係)
- 3 評議員による議案の提出に関する規定を整備すること。
(第七十五条関係)
- 4 評議員会の決議に関する規定を整備すること。
(第七十六条及び第七十七条関係)
- 5 評議員会の議事録の作成、備置き及び閲覧等に関する規定を整備すること。
(第七十八条関係)

第六 会計監査人

一 会計監査人の選任及び解任等に関する規定の整備

- 1 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する等の会計監査人の選任に
関する手続を整備すること。
(第八十条関係)
- 2 会計監査人の資格に関する規定を整備すること。
(第八十一条関係)

- 3 会計監査人の任期に関する規定を整備すること。 (第八十二条関係)
- 4 評議員会の決議によって、会計監査人を解任することができることとする等の会計監査人の解任に関する手続を整備すること。 (第八十三条関係)
- 5 会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する手続を整備すること。 (第八十四条関係)
- 6 会計監査人に欠員を生じた場合の措置に関する規定を整備すること。 (第八十五条関係)

二 会計監査人の職務等に関する規定の整備

会計監査人は、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録その他の文部科学省令で定めるものを監査すること等、会計監査人の職務等に関する規定を整備すること。 (第八十六条関係)

第七 損害賠償責任等

役員、評議員又は会計監査人の損害賠償責任等に関する規定を整備すること。 (第八十八条～第九十七条関係)

第八 会計並びに計算書類等及び財産目録等

- 一 学校法人は、文部科学省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならないこととする。 (第一百一条関係)
- 二 学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、会計帳簿及び計算書類等を作成しなければならないこと等とする。 (第十二条及び第十三条関係)
- 三 計算書類等は、文部科学省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならないこととし、会計監査人設置学校法人においては、監事及び会計監査人の監査を受けなければならないこととする。 (第十四条関係)
- 四 理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、評議員に対し、理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告書並びに監査報告の提供をしなければならないこと等とする。 (第十五条関係)
- 五 計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧等に関する規定を整備すること。 (第十六条関係)
- 六 財産目録等の作成、備置き及び閲覧等に関する規定を整備すること。 (第十七条関係)

第九 寄附行為の変更

寄附行為の変更の手続を整備すること。 (第一百八条関係)

第十 解散及び清算並びに合併

解散及び清算並びに合併に関する規定を整備すること。 (第九十九条～第一百三十一条関係)

第十一 情報の公表

学校法人は、寄附行為の内容等をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めなければならないこととする。 (第百三十七条関係)

第十二 訴訟等

- 一 学校法人の組織に関する訴えに関する規定を整備すること。 (第百三十八条関係)
- 二 役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えに関する規定を整備すること。 (第百四十条関係)
- 三 裁判所の会計帳簿等の提出命令に関する規定を整備すること。 (第百四十二条関係)

第十三 大臣所轄学校法人等の特例

- 一 文部科学大臣が所轄庁である学校法人及びそれ以外の学校法人でその事業の規模又は事業を行う区域が政令で定める基準に該当するものを大臣所轄学校法人等ということとすること。 (第百四十三条関係)
- 二 大臣所轄学校法人等は、会計監査人を置かなければならないこと等とすること。 (第百四十四条関係)
- 三 大臣所轄学校法人等のうちその事業の規模又は事業を行う区域が特に大きいものとして政令で定める基準に該当するものは、寄附行為をもって定めるところにより、常勤の監事を定めなければならないこと等とすること。 (第百四十五条関係)
- 四 大臣所轄学校法人等の理事の構成及び報告義務の特例を定めること。 (第百四十六条関係)
- 五 大臣所轄学校法人等の評議員会及び評議員の特例を定めること。 (第百四十七条関係)
- 六 大臣所轄学校法人等は、理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制を整備しなければならないこととすること。 (第百四十八条第一項関係)
- 七 大臣所轄学校法人等は、中期事業計画を作成しなければならないこと等とすること。 (第百四十八条第二項～第四項関係)
- 八 大臣所轄学校法人等の計算書類等及び監査報告並びに財産目録等の特例を定めるところ。 (第百四十九条関係)
- 九 大臣所轄学校法人等の寄附行為の変更、解散及び合併の特例を定めること。 (第百五十条関係)
- 十 大臣所轄学校法人等の情報の公表の特例を定めること。 (第百五十一条関係)

第十四 雑則

- 一 学校法人及び専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人が、それぞれ専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人及び学校法人となるための手続等に関する規定を整備すること。(第百五十二条関係)
- 二 事務の区分に関する規定を整備すること。(第百五十五条関係)

第十五 罰則

- 一 役員等の特別背任等に係る罰則に関する規定を整備すること。(第百五十七条～第百六十二条関係)
- 二 過料に処すべき行為に関する規定を整備すること。(第百六十三条関係)

第十六 学校法人立以外の私立の学校を設置する者等の経過措置

学校法人立以外の私立の学校を設置する者又は学校法人立等以外の幼保連携型認定子ども園を設置する者が学校法人を設立する場合において、その設立の日から三年を経過するまでの間は、理事の数を三人以上、評議員の数を四人以上とすることとする。(附則第十二項関係)

第十七 その他

その他所要の改正を行うこと。

第十八 施行期日等

- 一 この法律は、一部を除き、令和七年四月一日から施行するものとする。(附則第一条関係)
- 二 この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。(附則第二条～第十二条、第二十条、第二十二條及び第二十五条関係)
- 三 その他関係法律について所要の改正を行うこと。(附則第十三条～第十九条、第二十一条、第二十三条及び第二十四条関係)